

「現状確認」及び「課題の抽出」を踏まえた「対応の検討」に関する論点について

1. 小金井市保育検討協議会が議論すべき内容に関する確認事項

小金井市保育検討協議会（以下、本協議会）は、『小金井市保育検討協議会設置要綱』に基づき設置され、市長から依頼を受けた委員によって構成されている。よって、本協議会は、常に『小金井市保育検討協議会設置要綱』、及び市長の依頼趣旨に基づき、議論すべきである。以下のその要点を示し、確認事項とする。

(1) 本協議会は、『小金井市保育検討協議会設置要綱』の第1条に基づき、「小金井市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析、及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政について広く意見を聴くため」に設置されたものである。

したがって、本協議会は、公私立、また認可・認証・認可外を問わず、小金井市に設置されている全ての保育所を対象として展開される今後の保育行政について、意見を述べることが求められているものである。

(2) 本協議会が、小金井市の今後の保育行政について、意見が求められている主たる事項は、『小金井市保育検討協議会設置要綱』の第2条に示されている通り、「(1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項」「(2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項」「(3) 地域における子育て支援に関する事項」「(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項」、である。

したがって、本協議会は、小金井市内の全ての保育所の現状分析、公立保育所の管理運営の効率化、小金井市内の全ての保育所を通した地域子育て支援の充実、そして、本協議会が「現状確認」「課題の抽出」を通して必要と認めた事項について議論し、意見をまとめていく必要がある。

(3) 第1回目の本協議会において、市長は「大きく変化していく子ども・子育てに係る環境や多様化する保育ニーズ、本市の厳しい財政事情など、さまざまな課題が山積する中、子どもたちの笑顔があふれ、保護者の方々が子育てを楽しいと思えるよう、子どもたちの育ちや子育てを支援するため、本市の保育行政のあり

方、方向性について検討が急務となっているところであります。委員の皆様におかれましては、公立、民間保育所、それぞれの役割分担のあり方、効率的かつ効果的保育所の管理運営など、保育行政全般につきまして貴重なご意見やご指導を賜りますようお願い申し上げます。」と発言された。

したがって、本協議会は、「子どもたちの笑顔があふれ、保護者の方々が子育てを楽しいと思える」保育、及び子育て支援の充実に向け、市内の全ての保育所が展開する保育の質の向上を支えるための小金井市の保育行政全般のあり方、方向性について検討し、意見をまとめていく必要がある。

2. 「現状確認」「課題の抽出」の成果

本協議会は、『保育検討協議会に係る主要な論点について』に基づき、「現状確認」と「課題の抽出」を行ってきた。それら議論の成果は、おおむね以下の通りである。

(1) 「待機児童の解消に向けた対応」について

「待機児童の解消に向けた対応」については、現在、『のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）』に基づき、その対策を進めているところであり、平成27年度4月1日現在で、市内の待機児童は164名と、昨年度よりも93人減となっており、平成29年度には待機児童を解消する計画となっている。

そこで、本協議会は、市に対して、今後も『のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）』を素々と遂行し、「待機児童の解消」に務めることを求めるとした。

(2) 「多様なニーズの充足に向けた対応」について

「多様なニーズ」、特に「心身の発達において特別な配慮が必要な子ども」「要保護児童・要支援家庭の支援」「アレルギーのある子どもたちの保育」「休日保育や延長保育の更なる延長」への対応については、現在、『のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）』に基づき、その対策を進めているところである。

そこで、本協議会は、市に対して、今後も『のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）』を素々と遂行し、「多様なニーズの充足に向けた対応」の充実を求めるとした。

ただ、市はこれら「多様なニーズ」への対応状況について、市内の民間保育所の動向については十分に把握していない現状も確認できた。

そこで、本協議会は、市に対して、今後は、民間保育所の動向もきちんと把握した上で、「多様なニーズの充足に向けた対応」を検討するよう求めることとした。

(3) 保育所職員の研修について

「多様なニーズの充足に向けた対応」について議論する中、本協議会は、公私立、また認可・認証・認可外を問わず、保育所職員の研修の重要性を指摘するに至った。なぜなら、「心身の発達において特別な配慮が必要な子ども」への対応、「要保護児童・要支援家庭の支援」、「アレルギーのある子どもたちの保育」等は、いずれも、一般的な保育業務とは異なり、より専門的な対応が求められる保育課題だからである。保育の質の向上を図る上で、保育所職員の資質向上は不可欠であることを踏まえても、保育所職員の研修の充実は重要な課題である。

そこで、本協議会では、今後、市が公私立、また認可・認証・認可外を問わず、保育所職員の研修を充実させるための対応のあり方を検討することが必要となる。

(4) 「市が保有する保育施設の維持・管理に向けた対応」について

「市が保有する保育施設の維持・管理に向けた対応」については、現在、『施設白書』に基づき、経年変化による老朽化対策はもとより、良好な保育環境を提供するための対策を進めているところである。ただ、平成27年度より施行された『子ども・子育て支援新制度』により、施設整備費を含む保育所の運営費は交付税による一般財源化された。こうした状況に対して、市は、地方自治体が施設整備等を行う場合には多額の財政支出を伴うこととなり、今後は、他の手法による財源確保なども検討の上、保育施設の維持・管理に係る対応を検討する必要がある、との認識を持つ。

但し、保育施設の維持・管理については、公立・民間を問わず多額の経費が必要であり、市が負担する額の多寡によって子どもたちや保護者に不利益が生じることがあってはならない。

また、「公立保育所の果たしていくべき役割」「運営方式の見直し」については、すでに『児童福祉審議会答申』や『小金井市第3次行財政改革大綱』、『保育業務

の総合的な見直しについて』『公立保育所の役割について（案）』等において、具体的な対応策が検討されており、特に、小金井市公立保育園運営協議会や、市と職員団体との協議体等でも具体的に議論されているところである。

そこで、本協議会では、「市が保有する保育施設の維持・管理に向けた対応」を、「公立保育所の果たしていくべき役割」「運営方式の見直し」と絡めて検討する際は、民間保育所も含めた市内すべての保育所の今後のあり方を議論することが重要となる。

3. 「対応の検討」において検討すべき論点

前述した1. 2. を踏まえ、今後、本協議会が検討し、小金井市の全ての保育所における保育の質の向上を図る上で、市の保育行政のあり方、方向性について、意見すべき点は、おおむね以下の通りである。

(1) 市内全ての保育所の動向把握に関する点

- ① 担当課と民間の認可、認証、認可外保育所との関係のあり方
- ② 公私立保育所に対する市の係わり方のスタンス

(2) 市内全ての保育所職員の資質向上に関する点

- ① 保育の質と保育所職員の資質との関係に関する認識
- ② 保育所職員の研修充実の向けた支援のあり方

(3) 市内全ての保育所が担う子育て支援に関する点

- ① 障がい児やアレルギーのある子どもの受け入れ体制の構築
- ② 保育時間の設定に関する認識
- ③ 地域子育て支援に関する保育所と保育所以外の施設との役割分担

(4) 市が保有する保育施設の管理運営の効率化

- ① 公私立保育所の役割に関する認識
- ② 保育所の管理運営の効率化の方針